

秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備 民間事業者等の皆様との「対話」実施要領

1. 目的

- 習志野市が実施を検討している「秋津公園とスポーツ施設等の一体的再整備」において、民間事業者の自由なアイデアを広くお聞きする場とします。
- 今後の整備計画及び事業者公募に向けた条件を作成する際の参考とします。

2. 実施要領

(1) 事業概要

ア) 秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備事業とは

秋津公園内にあるスポーツ施設の改修にあたり、秋津公園への収益施設の導入や利用率の向上による公的負担の軽減と市民サービスの向上、ならびに地域の新たな賑わいや魅力の向上を目的に、秋津近隣公園予定地の他、将来的には秋津公園周辺に位置する他の公共施設（新習志野公民館・図書館、中央消防署秋津出張所）との一体的な再整備を行うものです。

イ) 基本方針

- 習志野市における「する」スポーツと、サッカーやアメフトを始めとした「みる」スポーツ、そして「支える」スポーツの象徴となる公園とする。
- 収益施設の設置や、スポーツ施設の改修などにより、公園全体の利用者層及び利用用途を広げて稼働率を向上させることで、収益性を高め、持続可能な公園とする。
- 市民のみならず、市外の人でも気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごせる公園とする。
- 地元の企業や団体が定期的にイベントを共催・開催するなど、オール習志野で盛り上げる公園とする。

(2) 具体的な取組案 ※各施設の詳細については、参考資料をご参照ください。

ア) 野球場、サッカー場、多目的広場の人工芝化

現在、上記施設は、天然芝が敷設されており、稼働率、収益性等の面で課題があるため、人工芝化することを検討しています。

イ) 老朽化施設の更新・修繕

野球場・サッカー場の施設のリノベーション。特にサッカー場は「観る」スポーツへの対応を想定し、約5千席への改修、公園内トイレの改修等を検討しています。

ウ) 秋津近隣公園予定地、やすらぎ広場の活用

現在、未活用の秋津近隣公園予定地及びやすらぎ広場に多様な集客が見込める利便施設や休養施設を整備し、賑わいを創出する空間とすることを検討しています。

エ) 公園と各施設の一体的運営

現在、公園緑地課と指定管理者に分かれている、公園部分の維持管理と各施設の維持管理を同一事業者に委ねることで、利用者が利用しやすい空間づくりを行うことを検討しています。

地元企業も参画し、収益機能の導入や多様なイベントを開催できる空間を創出することを検討しています。

オ) 駐車場の有料化や新たな活用

公園内にある駐車場の有料化（現在無料）や新たな活用方法を検討しています。

カ) 新習志野公民館等との連携による賑わい創出

秋津公園の再整備後の取組として、新習志野公民館・図書館等の周辺施設と協働し、賑わいを創出する仕組みの構築を検討しています。

(3) 想定する事業方式

既存施設の改修等を含め、PFI-RO方式またはコンセッション方式での事業実施を検討しています。

※ PFI-RO方式とは

公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の既存施設を改修した後、当該施設の維持管理及び運営を行う方式

※ コンセッション方式とは

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式

(4) 想定する事業スケジュール

まずは、秋津公園及び近隣公園予定地への民活導入を検討し、公園周辺施設の整備等については、段階的に検討を行う見込みです。

<想定事業スケジュール>

2021年度	秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備に関する基本計画の策定
2022年度	秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備事業民活導入可能性検討
2023年度	秋津公園内施設の改修・運営等に係る事業者の選定
2024年度～	事業開始・施設改修

(5) 対話の対象者

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。なお、対話に参加した方に応募を義務づけるものではありませんので、少しでもご興味があれば、ぜひご参加ください。

(6) 対話の実施（事前申込制）

下記日程にて対話を実施します。※Zoomを使用します。

- ① 日 時：令和3年1月27日（水）、29日（金）のうち1時間程度を予定します。
- ② 参 加 者：習志野市（生涯学習部生涯スポーツ課、都市環境部公園緑地課）
- ③ 申込期限：令和3年1月22日（金）
- ④ 申込方法：別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、上記期限までにメール添付にてお申込みください。メール受領後、担当者から日程及びZoom ID等のご連絡を差し上げます。
- ⑤ 留意事項：事業者ノウハウを保護するため、個別に非公開で実施します。

(7) 対話内容（お聞きしたい項目）

- ① 施設内容及び想定規模
 - ・市が予定する取組案に加えて考えられる施設内容や想定規模
- ② 事業方式・官民分担
 - ・事業方式や官民分担に関する意見
- ③ 応募にあたって事前に必要な情報に関する意見
- ④ 事業を実施するにあたっての希望等
 - ・土地の利用条件等の制限緩和や事前開示を求める情報等、市への要望事項など

(8) 対話の進め方

対話は事前申込制で実施します。事業者ノウハウ保護のため、個別・非公開で実施します。対話は、以下の流れに沿って進めます。所要時間は1時間程度です。

- ① 市担当者から対話要領の説明
- ② 参加者からの提案、意見
 - 上記「お聞きしたい項目」に沿ってご説明ください。資料の準備は不要です。
- ③ 市・参加者による質疑応答

3. 留意事項（※必ずお読みください）

- 対話のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。
- 対話への参加実績が、応募の条件となることはありません。
- 対話への参加実績は、事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- 参加者の名称は公表いたしません。
- 対話内容は、概要をとりまとめ、後日公表します。公表前に公表資料のチェックをしていただきます。
- 対話概要は後日公表いたしますが、事業者ノウハウの保護のため、該当事項については、公表いたしません。対話の際、公表できない情報については、必ずその旨をお知らせください。
- 対話内容は、今後策定する基本計画、募集要項等作成の参考とさせていただきます。これらに活用されることがあることを前提に、ご提案ください。
- 対話の際の発言は、市・民間事業者ともに想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。
- 必要に応じ、追加の対話、文書での照会等を実施することがあります。
- 対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- 次に該当する方は、対話の対象者として認めません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
- ③ 本契約候補者決定の日前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者。
- ⑦ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑧ 参加申込書提出時点で、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者

4. 申込先・連絡先

（株）日本経済研究所 公共デザイン本部インフラ部
電話：03-6214-7206 FAX：03-6214-4713
メールアドレス：s.shinkawa@jeri.co.jp

5. 主催

習志野市教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課
〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1（市庁舎 2 階）
電話：047-453-7378 FAX：047-453-9384

6. 参考資料

○「習志野市公共施設再生計画」
https://www.city.narashino.lg.jp/joho/matidukurisanka/koukyou_saisei/saiseikeika/ku/180120140428143647879.html

○「習志野市第 2 次公共建築物再生計画」
https://www.city.narashino.lg.jp/joho/matidukurisanka/koukyou_saisei/saiseikeika/ku/dai2jikoukyoukenchikubsaisei.html

○秋津公園の概要
<https://www.city.narashino.lg.jp/shisetu/koenshiseki/akitukoen.html>

「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備」対話 参加申込書

法人名			
法人所在地			
グループの場合 の構成法人名			
対話の担当者	氏名		所属法人名 部署
	E-mail		
	TEL		
対話参加予定者氏名		所属法人名・部署・役職	
1			
2			
3			
4			
対話希望日時	第1希望	1月	日 () 時 分～
	第2希望	1月	日 () 時 分～

- ・参加申込書送付前に必ず実施要領を必ずご確認ください。
- ・参加申込書受領後、調整のうえ、実施日時及び場所を電話又はEメールにて連絡します。
(都合により御希望にそえない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。)